

いじめと被害・被害者～いじめ重大事態を踏まえて

野村武司（東京経済大学）

1. はじめに

いじめを受けたことによる被害は、その子どもの将来を狂わせ、ときとしていのちに関わることがある。いじめは、ある子どものある行為によって起こるものではあるが、いじめを受けた子どもの被害の大きさは、こうした行為（いじめ）の大きさ（酷さ）に比例する（または等しい）ものではなく、（いじめ重大事態であったとしても）ごく些細な行為で上記のような被害を生じることがあるのが、いじめの特徴である。

他方、「いじめ」という用語が、行為を表す言葉であることから、必然的に、「いじめであるか否か」が問題となり、「いじめ」という場合、いわばそれに当たる「酷い」行為が想定されるのが通例である。これを、「社会通念上のいじめ」と呼ぶことがあるが、かかる「いじめ」概念は、上段で述べた本来のいじめの本質を表したものでないことに気づいておく必要がある。

同じく「被害」という用語にも留意する必要がある。通例、「被害」は「加害」の表裏として理解されるが、上記いじめの特徴からすると、「被害」と「加害」は比例するものではなく、その意味で、特に、「加害者」という用語の選択に注意を払う必要がある場合があるということには注意を要する。

2. いじめとは何かということ

2.1. いじめの定義

いじめとは何かについて、いじめ防止対策推進法第2条第1項は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定している。

要するに、いじめとは、「影響を与える行為」で、「心身の苦痛を感じているもの」というのがその要点であり、行為を前提とはするが、「心身の苦痛」の有無が、いじめであるかどうかの決め手となっている。「心身の苦痛」すなわち「傷つき」を決め手としていじめを判断しようとすることは、行為の評価がどうかということは別にして、受けた「苦痛」そのものが、子どもの人生を狂わせ、時として命をも奪う原因となることを踏まえると、非常に重要なことである。

その上で、かかる苦痛は、行為の程度が大きく、それが酷ければ、苦痛が生じると推定できる一方で、逆に、ごく些細な行為がかかる苦痛を生じさせないとは言えないことには留意しておく必要がある。そして、苦痛が生じるかどうかは、同じ言動によりそれが生じる場合もあれば、生じない場合があることから明らかなように、実は、

行為の程度や性質なのではなく、行為を受けたときの当該子どもの事情、取り巻く人間関係がいかなるものであるかどうか依存している。

2.2. 加害から見る「いじめ」と被害から見るいじめ

以上のことを、日本弁護士連合会子どもの権利委員会編『子どものいじめ問題ハンドブック』（明石書店、〇〇年、20 頁）に掲載した事例で確かめておきたい。

詳細は同書を参照してもらいたいですが、事例は、ある小学校の運動会の最後の種目としてのクラス対抗リレーの選手選びでの出来事である。その小学校では、これまで足の速い子ども 10 人を選び選手としてきたが、走ってみたいという子どもの意思を尊重し立候補制にした。この話の主人公である太郎は、これまでリレーに出たことはなかったが、立候補した。他の立候補者は、足の速い 10 人であった。くじで決めたところ、太郎は選手に選ばれたが、最も足の速い亮太が選手に選ばれなかった。その結果、亮太は、太郎に、「なぜ立候補をしたのか」「負けたら太郎のせいだ」と言い、結果として最下位になったことで、亮太を含むクラスの子どもたちは悔しさを太郎にぶつけ冷たく当たったというものである。

さて、亮太の太郎に対する、またはクラスの子どもたちの太郎に対するこうしたふるまい（行為）は、いじめであろうか。ちなみにこれを題材としていじめ予防授業を行うことがあるが、この問いに対して、多くは、「①いじめである」、「②いじめではな

い」、「③よくわからない」の3択で、迷いが生じるのが常である。これに対して、この問いを、「太郎は傷ついているか」に替えると、ほぼ迷わず、「傷ついている」との回答が得られる。行為を含意する問いである「これはいじめか」に対して、傷つきを表す「太郎は傷ついているか」の問いに替えるだけで、事例への認識が大きく変わる。つまり、いじめは、行為（加害）と傷つき（被害）が比例しないために、加害から見える景色と、被害から見る景色に違いがあり、行為すなわち加害から見ていたのでは、認知できないいじめがあるということになる（いじめの認定においても同様のことが言える。）。

3. 重大事態の原因としてのいじめ

いじめであるかどうかは、「心身の苦痛」の有無によって判断され、「いじめの大きさ」は、「苦痛の程度」によって判断される。決して、行為の有無、行為の程度が（参考になるとしても）決め手となるわけではない。そして、いじめの認定と並ぶもう一つの争点、いじめが重大事態の原因であるかどうか（いわゆる因果関係）は、苦痛の程度及び苦痛への影響の問題である。重大事態そのものは、自殺や不登校といった結果で考えることになるが、いじめがその原因になっているかどうかは、苦痛の大きさと持続性によって判断されることになる。

苦痛が生じるかどうかは、前述の通り、背景にある当該子どもの人間関係が重要であるが、他方で、とりわけ思春期の子どもにとって、行為の性質として、「容姿の問題」、「性の問題」は、人間関係を背景としつつ、それ自体としてインパクトがあるものと、経験的には理解している。また、苦痛の影響の持続性は、精神医学、心理学の問題として理解をする必要があり、その意味で、いじめを評価する上で、多職種による協働は不可欠であると考えている。

4. おわりに

以上、いじめにおける被害・被害者について、加害・加害者との関係で考察することとする。法律の世界では、事実認定も含め、「行為」の評価が重要視されるが、いじめの認知及び認定、重大事態の原因としてのいじめの評価において、行為への傾注が判断の邪魔になるときがある。これを「行為主義」ということができるのであれば、「行為主義」をいかに克服できるかが、いじめ問題にとって重要である。